# 商品概要説明書

## 定期積金<絆 定額式>

(2021年10月1日現在)

| <b>去</b> □ <i>b</i> | (2021 年 10 月 1 日現住)  |
|---------------------|--|
| 商品名                 | ・定期積金 <絆 定額式>  |
| ご利用いただける方           | ・個人のみとし、当JAにて年金ご予約サービスをお申込まれている方。  |
|                     | ・定額方式<br>- 2 F - 2 F - 2 F - 4 F - 2 F - 5 |
| 期間                  | 2年, 3年, 3年6か月, 4年, 4年6か月, 5年   |
| 774 114             | ・期日指定方式  |
|                     | 2年超5年未満  |
| 契約額                 | ・150万円以下   |
| 払込方法                |  |
| (1)払込方法             | ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。   |
|                     | <ul><li>・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。</li></ul>  |
|                     | ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。   |
|                     | なお、2021 年 10 月 1 日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元  |
|                     | の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込み   |
|                     | を行います。   |
| (2) 払込金額            | ・1回あたり 1,000 円以上   |
| (3) 払込単位            | ・ 1 円単位  |
| 払戻方法                | ・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給   |
|                     | 付金を払い戻します。   |
| 給付補填金               |  |
| (1)適用利回り            | <ul><li>・年0.10%とし、満期日まで適用します。</li></ul>  |
| (2) 支払頻度            | ・満期日以後に一括して支払います。  |
| (3) 計算方法            | ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗  |
|                     | じて計算をします。  |
| (4)税 金              | ・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。  |
|                     | ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。   |
| (5)金利情報の入手          | ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。   |
| 方法                  |  |
| 手 数 料               | -  |
| 付加できる特約事項           | ・総合口座の担保に組入れできます。  |
|                     | (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)  |
|                     | ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。   |
| 中途解約時の取扱い           | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)に  |
|                     | より計算した利息相当額とともに払い戻します。   |
|                     | (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合   |
|                     | 解約日における普通貯金利率  |
|                     | (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合   |
|                     |  |
|                     | ただし、解約日における普通貯金  |
|                     | 利率を下限とします。   |
| <u></u> 貯金保険制度      | • 保護対象   |
| (公的制度)              | - 休設対象<br>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金)  |
|                     | 国該財金は国JAの縁後性財金を除く他の財金寺(主観休護される財金  <br>  保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯  |
|                     |  |
|                     | ・ 金のうら、「無利息、妾水払い、決済サービスを提供できること」という<br>3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が  |
|                     |  |
|                     | 貯金保険により保護されます。   |

## 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容

#### • 苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または経営管理部(電話:023-624-8265)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話番号: 03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

#### • 紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合経営管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)

東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)

「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり ません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会 にお問合せください。」

## その他参考となる 事項

- ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り(年 365 日の日割計算)による延滞利息をいただ きます。
- ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りによる先掛割引 金を計算します。
- 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAやまがた